第６４５号　平成29年(2017)8月25日発行

千葉教育

千葉の子どもたちの未来のために

萩

平成29年度
No.６４５
8・9月

特集　子どものセーフティネット　～チームとしての学校の在り方について～

○シリーズ　現代の教育事情

千葉大学教育学部教授　保坂　亨
子どもの虹情報研修センター センター長　川崎二三彦
県教育庁教育振興部指導課生徒指導・いじめ対策室
柏市教育委員会

○提　言

神田外語大学外国語学部国際コミュニケーション学科特任教授　池田　政宣

千葉県総合教育センター

目　次

◆学校自慢
生徒会活動を通した自己肯定感の育成～南十字星が輝くとき～　佐倉市立臼井南中学校長　前林　典子
◆提言
仕事・社会への円滑な接続を図る授業改善～アクティブ・ラーニング及びカリキュラム・マネジメントの観点から～　神田外語大学外国語学部国際コミュニケーション学科特任教授　池田　政宣 …2

シリーズ！　現代の教育事情　子どものセーフティネット　～チームとしての学校の在り方について～
■「子ども」と学校教育をめぐる問題　千葉大学教育学部教授　保坂　亨 … 4
■子どもの権利～子どもの最善の利益とは～　子どもの虹情報研修センター センター長　川﨑二三彦 … 6
■よりよい支援を行うためのチーム学校の在り方について　県教育庁教育振興部指導課生徒指導・いじめ対策室 … 8
■子どものセーフティネット～学校を支える教育委員会の取組～　柏市教育委員会 …10

私の教師道
■学校を創る　子どもたちにとって最大の教育環境は教師自身である　野田市立尾崎小学校長　水沢　栄光 …12
■学校を支える　児童の実態・地域の特性を生かした，学校教育目標具現化への取組　市原市立白金小学校教頭　安藤　康哉 …14
■学校を動かす　信じ抜く　八千代市立阿蘇小学校教諭　宮武　恵子 …16
■研修を生かす　本校の実態を生かした校内研究～児童間の学び合いによる算数学習～　千葉市立源小学校教諭　湯浅　正幸 …17
■授業を創る　授業の前後にあるものを大切にしたい　いすみ市立岬中学校教諭　近江　正 …18
■子どもを知る　教えの道の第一歩　成田市立成田小学校教諭　川津　亮太 …20
■子どもを知る　共生　～向上する姿を見せること～　県立船橋法典高等学校教諭　平井　徹 …20

活・研究　長期研究生からの報告
■小学校編　巧みな投動作を効果的に身に付けさせる指導法
～プレイ性を重視した体つくり運動を通して～　九十九里町立豊海小学校教諭　宮川　正彦 …21
■中学校編　地域の一員としての自覚を高め，社会参画へとつなげる社会科学習の在り方
～三番瀬の教材化を通して～　市川市立東国分中学校教諭　村田　伸子 …24
■特別支援学校編　インクルーシブ教育システムの構築に向けた小学校における肢体不自由児への支援についての一考察
～特別支援学校に求められるセンター的機能について～　県立桜が丘特別支援学校教諭　後藤　照代 …27

情報アラカルト
■学校による「さわやかちば県民プラザ」施設の活用　さわやかちば県民プラザ …30
■県立中央博物館　平成 29 年企画展　「きのこワンダーランド」　県立中央博物館 …31
■総セに来たら，カリキュラムサポート室へ！【県総合教育センター本館１F】　県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当 …32
■「千葉県から全国へ」～平成 28 年度千葉県児童生徒・教職員科学作品展より～
県総合教育センターカリキュラム開発部科学技術教育担当 …33
■小・中学校で活用できる「SNS利用に関する指導モデルプラン」の紹介　県総合教育センターカリキュラム開発部メディア教育担当 …34
■「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」について　県総合教育センター特別支援教育部 …35

学校　NOW！
■学校歳時記　共創で目指す新たな学校づくり　教育創造研究センター所長　髙階　玲治 …36
■笑顔がいっぱい　児童が安心して登校できるための指導体制づくり　袖ケ浦市立長浦小学校教諭　平野　太一 …38

◆千葉歴史の散歩道
日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」を巡る　文化財課指定文化財班・主任上席文化財主事　立和名啓人

道標　子どものセーフティネット～チームとしての学校の在り方について～

セーフティネットとは「安全網」のこと。高所で作業をする人の転落防止のために張る網のことである。ここから転じて，生活の困難（病気，解雇，生計の中心者の死亡等）でも，安心して生活を続けられる制度を指す言葉として用いられている。

いじめ，学力不振，虐待等が社会問題となり，格差社会という声も聞こえる今日，就学支援対象児童の増加も見られ，６人に１人の子どもが貧困に悩んでいるともいわれている。その背景は経済的な理由だけに限らず，多様で複雑化しており，学校だけでは解決できないようなことも数多くある。

平成 28 年６月３日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定・施行された。第１条において，児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立等を保障されること等が明確化された。これまで，児童福祉の対象として位置付けられていた存在から「権利主体」に転換が図られたのである。児童虐待の発生防止，児童虐待の迅速・的確な対応策も示された。

子どもが持っている資質や能力の十分な発達を妨げる数多くの問題と向き合っていくために，学校はどうすればよいのか。一人一人の子どもたちにとってよりよい支援を行っていくためのチームとしての学校の在り方について考えていきたい。